

市長の専決処分報告の件

議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

番号	種別	専 決 処 分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額（円）	本市の 過失割合	相手方	事件概要
13	損害賠償	令和8年5月19日	99,000	100%	本市在住の個人	令和8年4月16日9時28分頃、東大阪市吉松一丁目において、環境部所属職員が塵芥車を運転中、資源ごみを収集するため後退したところ、車止めポールに接触し、損害を与えたもの。
14	損害賠償	令和8年5月26日	45,051	100%	本市在住の個人	令和8年1月24日20時頃、東大阪市加納七丁目の消防団第6分団1号車消防団屯所において、ホース干し台に干していた消防用ホースの先端金具が風に煽られ、隣接する建物の外壁及びエアコン室外機に接触し、損害を与えたもの。
15	損害賠償	令和8年5月26日	137,500	100%	本市所在の法人	令和8年4月17日10時10分頃、東大阪市西岩田三丁目において、環境部所属職員が塵芥車を運転中、路上駐車していた車両を避けるように左折したところ、反対側車線で停車中の車両に接触し、損害を与えたもの。
16	損害賠償	令和8年6月24日	126,500	100%	本市所在の団体	令和8年4月6日10時50分頃、東大阪市西岩田三丁目において、環境部所属職員が家庭ごみ収集作業中にバケットを押して移動させた際、バケットが共用立水栓に接触し、損害を与えたもの。
17	損害賠償	令和8年7月17日	611,975	100%	本市在住の個人	令和7年9月12日5時00分頃、相手方が新喜多公園内を散歩している際、園路ブロック舗装が欠損していた部分で躓き転倒し、損害を与えたもの。

番号	種別	専 決 処 分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額 (円)	本市の 過失割合	相手方	事件概要
18	損害賠償	令和8年7月27日	167,013	90%	本市在住の個人	令和8年6月25日12時01分頃、東大阪市小阪本町一丁目において、相手方車両がコインパーキングより出庫時に、路面の一部陥没により、路面と相手方車両底部が接触し、損害を与えたもの。
19	損害賠償	令和8年7月23日	93,500	100%	他市所在の法人	令和8年6月17日9時30分頃、東大阪市長堂二丁目において、環境部所属職員が塵芥車を運転中、大型ゴミ収集後にマンション敷地内で方向転換した際に、植樹帯の囲い壁に接触し、損害を与えたもの。